

住居手当の支給について（例規）

最終改正 令和 7. 2. 28 例規務第 4 号 京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。）、職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人事委員会規則 6－2）及び職員の住居手当に関する規則（京都府人事委員会規則 6－33。以下「規則」という。）に基づく住居手当の支給については、次によることとしたから、給与事務処理上誤りのないようされたい。

記

1 住居手当を受けることができる職員

(1) 賃貸住宅居住者

ア 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員。ただし、規則第 4 条各号に掲げる公舎を使用し、使用料を支払っている職員及び規則第 5 条各号に掲げる職員を除く。

イ 扶養親族（条例第11条第 2 項各号に規定する者をいう。以下同じ。）の借り受けた住宅に居住し、家賃を支払っている職員

(2) 単身赴任手当受給職員の特例措置

単身赴任手当を支給される職員（以下「単身赴任手当受給職員」という。）で、配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子（以下「単身赴任手当の支給要件に係る子」という。）。以下同じ。）が居住するための住宅を自ら居住するための住宅とみなした場合に前記 1 の（1）に該当することとなるものについては、自ら居住する住宅に係る住居手当のほか、配偶者が居住する住宅に係る住居手当についても併せて支給する。

2 住居届の提出、届出に係る事実の確認及び住居手当の月額の設定

(1) 職員は、新たに住居手当を受けることができる要件を具備するに至った場合及び住居、家賃の額その他住居届の内容に変更が生じた場合は、警察事務システム（以下「システム」という。）により、速やかに警察本部長に提出（事務管理課長経由）すること。

(2) 前記の住居届には、契約書の写し（契約書が作成されていない場合には、契約に関する当該住宅の貸主の証明書）、家賃の領収書の写し等その事実を証明する書類を添付しなければならない。ただし、前記 1 の（1）に該当する職員として住居手当を受給しているものの当該住宅が引き続き前記 1 の（2）に係る住宅となる場合、及び前記 1 の（2）に該当する職員として住居手当を受給しているものの当該住宅が引き続き前記 1 の（1）に係る住宅となる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(3) 事務管理課長は、職員からシステムにより住居届の提出があつたときは、必要事項の入力漏れ及び必要な添付書類の有無を確認した後、受理すること。

(4) 事務管理課長は、前記 2 の（3）の規定により住居届を受理した場合において、届出に係る事実を確認し、その者が前記 1 に定める住居手当を受けることができる職員であると認めるときは、システムにより住居手当決定書（以下「決定書」という。）を作成して、住居手当

の月額を決定し、又は改定すること。

- (5) 事務管理課長は、前記 (4) の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、次により処理するものとする。

ア 電子計算組織による処理

京都府警察電子計算組織による給与事務処理要領の制定について（平成16. 7. 1：例規務・会第29号）の例規通達に基づき、所属の電子計算組織の入力画面から必要な入力を行うこと。

イ 住居手当認定簿の処理等

氏名、所属、届出の事由、提出年月日、受理年月日その他の決定又は改定に係る事項をシステムにより入力し、住居手当認定簿（以下「認定簿」という。）を作成するとともに、住居届（当該住居届に係る添付書類を含む。）を保管すること。ただし、保存期間を経過したものは、廃棄するものとする。

- (6) 事務管理課長は、現に住居手当の支給を受けている職員が、前記 1 の各号の職員としての要件を具備しているかどうか、及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認すること。

3 住居手当の支給等

(1) 住居手当の支給の始期及び終期

ア 住居手当の支給は、職員が住居手当を受けることができる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が住居手当を受けることができる要件を欠くに至った日に属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終るものとする。ただし、住居手当の支給の開始については、前記 2 の (1) 及び (2) の規定による住居届の提出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その提出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うこととする。

イ 住居手当を受けている職員に、その月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。この場合において、前記アのただし書は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用するものとする。

(2) 住居手当の支給方法

住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに住居手当に係る事実が確認できない場合等でその支給日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

4 休職者の取扱い

住居手当は、休職者についても休職者の給与に関する条例（昭和27年京都府条例第1号）の規定に基づき所定の割合で支給することとなるので、前記 1 から 3 までに定めるところにより誤りのないようにすること。